

羽村市告示第 107 号

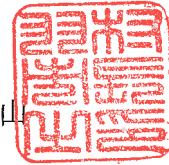
羽村市障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

を公表する。

令和 8 年 6 月 12 日

羽 村 市 長

橋 本 弘 山



羽福障発第 295 号

羽村市障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

羽村市障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金交付要綱の一部
を改正する要綱

羽村市障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金交付要綱（平成19年羽福
障発第2762号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号エ（ア）中「3年度」を「4年度」に改め、同号エ（イ）中「2年
度」を「3年度」に改め、同条第3号イ中「60歳以上65歳」を「65歳以上70
歳」に改める。

別表第3中「3年間」を「4年間」に改める。

別表第4中「2年間」を「3年間」に改める。

別表第5 工賃アップセミナー 応用編の項の次に次のように加える。

工賃アップセミナー 体験編

付 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和8年6月12日から施行し、改正後の羽村市障害者日中活動系
サービス推進事業運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、
令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新要綱第3条第3号イの規定の適用については、同号イ中「65歳以上70歳」
とあるのは、令和8年度においては「61歳以上66歳」と、令和9年度におい
ては「62歳以上67歳」と、令和10年度においては「63歳以上68歳」と、
令和11年度においては「64歳以上69歳」とする。